

## 1 登校・下校

- (1) 登校時刻として、8：15までに正門を通過し、8：20には教室の自席に座っていること。この時刻以降を「学校遅刻」とします。
- (2) 遅刻3回目、6回目で家庭連絡。9回目で保護者呼び出し又は家庭訪問。  
このカウントは、1年間継続します。正当な理由がある遅刻についてはカウントしません。
- (3) 欠席やあらかじめ分かっている遅刻については、7：30～8：10の間で保護者に学校へ連絡してもらうこと。
- (4) 特例自転車通学を願い出て許可された人以外は、徒歩通学です。交通ルールを守ること。
- (5) ナップサックのみで登校してよいと言われた日以外は、必ず黒カバンを持って来ること。
- (6) 不審な人物に注意すること。危険を感じたら大声で助けを呼び、近くの商店、民家等に逃げ込むこと。  
出来るだけ相手の特徴を覚え、すぐに110番通報し、その後学校に連絡すること。
- (7) 下校して自宅へ戻った後、放課後に再登校する場合や休日の登校の場合、制服を着用すること。
- (8) 許可を得て自転車通学をする者は、ヘルメットの着用等、規定をきちんと守ること。

## 2 職員室などの出入り

- (1) 許可なく職員室には立ち入らないこと。
- (2) 入室の際には、自分の名前をはっきり言い、「失礼します」「失礼しました」などの挨拶をきちんとすること。
- (3) きちんとした言葉遣いで、簡潔に用事をすませること。
- (4) 原則、入り口で先生を呼ぶこと。
- (5) 特に指示がない限り、生徒はコピー機や印刷機を使用しないこと。
- (6) 職員室に入室する際は、手袋等は外し、カバン・ナップサックは廊下に邪魔にならないように置くこと。

## 3 身なり規定

- (1) 頭 髪
  - ① 不自然な髪型は、指導の対象になります。
    - ・ 髪かざり、リボンを使用しないこと。
    - ・ ヘアゴムの色は黒、紺、茶とする。
    - ・ アメリカピン、パッチンピンの色は黒、紺の無地とする。ただし、飾りとしての使用は認めない。
    - ・ ピンで髪をとめる時は、眉を隠さないこと。
    - ・ 体育の授業の時は危険なので、ピンをしないこと。
    - ・ 前髪は目にかからないようにすること。
    - ・ 髪が鎖骨の高さまで伸びたら、結ぶようにすること。(ピンを大量に使わない。)
  - ② 整髪料をつけることは禁止する。
  - ③ 染色、脱色、エクステ、ウィッグは禁止する。
  - ④ パーマ、ストレートパーマは禁止する。
- (2) 顔
  - ① 眉毛を剃ったり、抜いたり、描いたりしないこと。
  - ② 化粧(アイプチなど)、マニキュア、アクセサリー類(ピアス、ブレスレットなど)をしないこと。
  - ③ 耳に穴を開けたり、つついたりしないこと。

### (3) 服 装

- ・学生服・・・標準学生服のみ許可する。襟カラーをつけます。また、学生服の下に着用するものは、**規定のポロシャツを着用すること。またセーターの着用は認めるが、派手な色ではないもの（白・黒・紺・茶・灰色系統のもの）を着用すること。**ただし、カッターシャツやハイネックなど襟が高くあがるものやフードつきのものは着用しないこと。制服の袖や裾から、学生服の下に着用している服の一部がはみ出さないようにすること。
- ・セーラー服・・・白線が三本入りのものを着用すること。袖のホック、胸あて、タイ帯をはずさないこと。また、タイは、白いものを必ず着用し、短くしないこと。自然にたらしでタイ帯でとめること。タイは結んだりピンなどで留めたりしないこと。また、制服や体操服の下に着用するものは、派手な色でないもの（白、黒、紺、茶、灰色系統のもの）を着用すること。ブラウスや規定のポロシャツの着用が望ましい。ハイネックなど襟が高くあがるものやフードつきのものは着用しないこと。制服の袖や裾からはみ出さないようにすること。
- ・学生ズボン・・・タックのないものを着用すること。腰でズボンをはいたり（腰パン）しないこと。（体型に合わない場合は、特別に許可を得ること。）
- ・スラックス・・・学校が指定したものを着用する。
- ・ベルト・・・黒で無地のものを着用すること。必ずベルトを着用すること。（極端に広いもの、狭いもの、派手なバックルや金具のついているものは着用しないこと。）
- ・スカート・・・スカートの長さは、ひざが完全に隠れるようにすること。
- ・ストッキング、タイツ・・・寒い時に無地のもの（肌色、黒色）を着用してもよい。ただし、体育の授業時を除く。
- ・ポロシャツ・・・ネーム入りの学校指定のものを着用すること。なお、ポロシャツ着用時は、名札をつける必要はない。第2ボタンは必ずとめること。また、ポロシャツの下には派手な色ではない（白、黒、ベージュ、灰色系統）シャツ（下着）を着用すること。
- ・ソックス・・・色は白、黒、紺とする。またワンポイントの入ったものは許可する。ただし、ライン入りのソックス、ハイソックス、ルーズソックス、くるぶしソックスなどは許可しない。（長さは、「くるぶしが隠れるもの」をめやすとする。）
- ・ウインドブレーカー・・・ウインドブレーカーは学校指定のものを、希望者が購入し、着用すること。ただし、学生服、セーラー服の上に着用することとする。
- ・その他・・・制服の購入については、本規定を守り各自で購入すること。

### (4) 名 札

- ①名札には、不要なものをつけないこと。
- ②胸ポケットには、くしやピン、手紙などを挿さないこと。

### (5) 履 物

- ①外履き、上履き、体育館シューズの区別をきちんとすること。  
体育館シューズに関しては体育館前の緑のマットで履き替えること。
- ②上履きも含めてかかとに記名し、かかとを踏みつけないこと。
- ③学期終わりには、持ち帰って洗うこと。
- ④靴箱は、自分のスペース以外の部分を使用しないこと。部活シューズは、部室等各自で管理すること。
- ⑤生徒は、来客用スリッパを使用しないこと。
- ⑥外履きは、白色、布製に限る。紐付きのものを使用すること。ラインやワンポイント入り、学校が指定した形以外の靴は使用しないこと。（ハイカット・ミドルカットの靴は認めていない。）
- ⑦上履きは、甲の所が三角ゴムタイプで白布地にゴムの部分が青系統であること。

- ⑧体育館シューズは、体育館と武道場でのみ使用する。本校規定のもので学年のカラーを守ること。  
(令和6年度 1年生一緑、2年生一赤、3年生一青)
- ⑨部活動で使用する靴は、登下校や体育、総合等の授業では使用しないこと。  
管理に関しては、おきっぱなしにせず、自分で責任をもって管理すること。
- ⑩体育館や武道場の下駄箱は、授業や朝会以外の使用はしないこと。部活用シューズを置かないこと。
- (6) カ バ ン 〈黒カバン〉
- ①学校が指定したもののみを使用すること。(黒カバン、ナップサック以外での登校は認めない。)
- ②名前は、指定場所にのみ書くこと。
- ③カバンに落書きしたり、キーホルダーなど不要な物をつけたりしないこと。
- ④カバンを勝手に加工しないこと。
- (7) ナ ッ プ サ ッ ク
- ①学校が指定したものをを使用すること。
- ②ナップサックは、黒カバンに入りきらないものを入れて登校するためのものであり、通常日はナップサックのみで登校しないこと。
- ③ナップサックのみで登校してよいのは、学校が指示した日のみとする。
- ④ナップサックに落書きしたり、キーホルダーなど不要な物をつけたりしないこと。
- ⑤ナップサックを勝手に加工しないこと。
- (8) 体 操 服
- ①学校が指定しているものをを使用すること。
- ②朝練習で登校する時や部活動後の下校時での着用をみとめる。  
制服の下に着て授業を受けることは認めない。
- ③学校行事、部活動日など学校が定める日では、体操服を着用して登下校してもよいこととする。
- ④ジャージを切る、名前の刺繍を取るなど、体操服を勝手に加工しないこと。
- ⑤体育以外の授業で、着用を指示された時は注意事項をよく聞き守ること。
- (9) 手 袋
- ①白、黒、紺、茶、灰色系統のもので、派手な飾りが無いこと。手袋は、冬季に使用すること。
- ②校舎内で着用しないこと。
- (10) マ ス ク
- ①必要に応じて、着用すること。
- ②マスクにいたずら書きをしないこと。
- (11) ネ ッ ク ウ ォ ー マ ー
- ①色は白・黒・紺・茶・灰色系統のもの。デザインは、ワンポイント程度で派手ではないものとする。
- ②校舎内で着用しないこと。  
※部活動中は使用可(屋外の部活に限る)  
※マフラーは使用禁止。

#### 4 クロムブックの使用について ※「ICT 端末活用の約束と取り決め」より引用

- (1) 校内の利用については、授業者の**指示があった時にのみ使用**する。**休憩時間だからといって使用することはできません。**
- (2) **他の人に貸したり、借りたりすることはできません。**
- (3) **授業者の指示なく、撮影・録画してはいけません。**
- (4) **自分や他の人の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス等)は、インターネット上に書き込んではいけません。**
- (5) **充電は学校ではできません。自宅でするようにしましょう。**
- (6) **「ICT 端末活用の約束と取り決め」が守れない場合、クロムブックの使用を停止することがあります。**
- (7) その他の注意事項は別紙「**ICT 端末活用の約束と取り決め**」を参照する。

#### 5 保健室の利用

- (1) 先生の許可なく勝手に出入りしないこと。備品に勝手に触らないこと。
- (2) 体調不良等で**養護教諭の判断を受ける場合は**、事前に担任か教科担任に申し出て、「保健連絡票」をもって来室する。
- (3) **保健室の利用は突発的な怪我の治療を行う場合、早退する際に保護者の迎えを待つ場合に限る。**
- (4) 原則として保健室では、薬などは出しません。また、けがの場合は、応急手当のみ行います。**突発的な怪我以外への処置はできません。**
- (5) 体調が悪くて早退する場合は、養護の先生の判断に基づいて、担任の先生と相談のうえ決定します。
- (6) 早退の場合は、学校から連絡をとり保護者との連携のもと下校させる。生徒だけで下校した場合には、無事に帰宅したことを電話で学校に伝えること。
- (7) 体調不良やけがにより病院に連れて行く必要がある場合は、緊急の場合を除き、原則保護者対応となります。
- (8) **養護教諭への相談がある場合は、休憩時間に相談がある旨を伝え、別途指示された時間に相談に行くようにする。**

#### 6 立ち入り禁止場所

- (1) 他学年の教室へは行かない。(物の貸し借りも禁止。)
- (2) 校舎内・・・屋上、北校舎外廊下、ベランダ、他学級の教室、空き教室、その他
- (3) 校舎外・・・体育館、武道場、ポンプ室、部ハウスの裏、プール、他の部の部室、植え込み、その他

#### 7 持ち物

- (1) 不要なものは、一切持って来ないこと。

アメ、ガム、ジュース類、タバコ、ライター、マッチ類、携帯電話、スマホ、ゲーム機、音楽プレーヤー類、マンガ本、雑誌類、アクセサリ、キーホルダー、化粧品類、必要以上の金銭、プリクラ、カメラ、写真類、おもちゃ類、その他

- (2) 持ち物には、すべて記名すること。(特に傘。)
- (3) 金銭や物品の貸し借り、売り買いをしないこと。

#### 8 式・集会

- (1) 学級委員は教室前に整列させ、静かに体育館へ移動し、入場すること。  
(8時20分に開始できるよう速やかに移動すること)

- (2)遅刻者は、クラスの最後尾に並ぶこと。
- (3)カバン等の荷物は必ず教室に置いてから集合すること。(荷物を下駄箱に置いて行かない。)

## 9 校外生活

- (1)ゲームセンター（プリクラも含む）、ボウリング場、飲食店、ファストフード店、フードコート、カラオケ、映画館への出入りは保護者同伴のもとに行うこと。
- (2)自転車に乗る場合は、点検・整備を行う。交通ルールを守ること。
- (3)無断外泊や深夜徘徊は絶対にしないこと。
- (4)反社会的行動は、絶対にしないこと。

喫煙、飲酒、万引き（窃盗）、暴走行為、薬物乱用、恐喝（強盗）  
 その他法律にふれる行為や補導の対象となる行為

- (5)万一、事故や被害にあった場合は、直ちに警察に連絡し、その後学校に連絡すること。

## 10 物品購入

- (1)学校に常に在庫があるもの

・前ボタン      ・袖ボタン      ・裏ボタン

- (2)注文して取り寄せるもの

・名札本体      ・体育館シューズ      ・体操服      ・ポロシャツ      ・黒カバン      ・ナップサック  
 ・タイ      ・胸当て      ・タイ止め      ・ウィンドブレーカー

- (3)防犯ベルは、防犯上つけることが望ましい。

## 11 試験の受け方 — 「宮中のテストの受け方」として掲示

- (1)基本的なこと

- ①2分前に着席し、静かに待つこと。
- ②必要なものがそろっているか確認すること。不必要な物はカバンかロッカーへ移動しておくこと。
- ③机の中は何もない状態にし、カバンは廊下に出すこと。
- ④開始時刻と終了時刻を確認し、時間配分を考えること。
- ⑤解答用紙が配られても「始めなさい。」の合図があるまで、勝手に取り掛からないこと。  
 問題用紙や、解答用紙に触ってもいけない。
- ⑥「はじめ。」の合図があったら、まず名前（受験番号）を書くこと。
- ⑦時間一杯頑張ること。何度も見直すこと。
- ⑧「やめ」の合図があったら、ただちに筆記用具を置くこと。
- ⑨答案用紙が回収され休憩時間に入るまで私語や立ち歩きをしないこと。
- ⑩体調不良や物を落とした場合は、先生へ申し出る。

- (2)カンニング・誤解される行為・チェックを受ける行為

- ①筆記用具の貸し借りをする。
- ②後ろの席や隣の席の生徒に自分の答案を見せたり見えやすいようにすること。  
 答案を、不自然にずらしたり、持ち上げたりする。
- ③キョロキョロする。落ち着きがない。私語をする。独り言を言う。
- ④机の中に道具を入れている。また、カバンを横にかけている。
- ⑤答案用紙や問題用紙へ落書きする。
- ⑥ポケットや机の中に手を入れる。

⑦手鏡を見たり、くしを使ったりする。

⑧不用意に落とした物を拾う。

⑨うつぶせて寝る。

⑩始まりと終わりの合図を守らない。

⑪終了時間前に提出する。

(3) 不正行為があったら

①そのテストのみ、または全教科を0点扱いとする。

②保護者に学校に来ていただく。

③再テスト等は受けられない。

※入試においては不正行為が発覚するところまでいかなくても、疑われることそのものがマイナスポイントとして合否に影響する可能性がある。

※不正行為とは、試験中だけに限らず、誤答を直して加点してもらうなどの行為も含む。

保護者の皆様へ

三原市立宮浦中学校  
校長 山垣内 理恵

## 高等学校及び就職先への推薦条件について

保護者の皆様におかれましては、平素から本校教育活動に暖かい御支援を賜り、心から感謝申し上げます。

さて生徒たちは、新年度をむかえそれぞれに将来への展望をいただく時です。そこで見出しの件について、本校で定めております内容を、生徒はもちろん、保護者の皆様にも御理解いただき、進路を自ら切り拓いていける自分づくり、自己教育力の向上を支援していきたいと考えております。

近年、高等学校への進学も就職も年々厳しさを増しており、とりわけ進学については、送り出す中学校と受け入れる高等学校との信頼関係が益々重視されてきています。入学後の中学校と高等学校との連携の場においても、問題行動の目立つ生徒については厳しく指摘を受けるようになっていきます。

このような進路をとりまく状況に鑑み、推薦条件という形で一定の基準を設け、生徒指導の一助とするとともに生徒たちの自分づくりを支援していくことは、本校の教育目標達成に合致するものであると考えます。併せて、真面目に頑張る生徒が正当に評価される機会にもなります。

以上のことを何卒御理解いただき、御家庭でも学校と歩調をそろえる形で子どもたちを支援して頂きたい、よろしくごお願い申し上げます。

# 高等学校及び就職先への推薦条件

関係高等学校等の出願資格（推薦基準）を満たし、かつ、進学先で充実した規律ある学校生活を送り、卒業まで頑張ることができる生徒、あるいは、就職先で真面目に仕事にはげむことができる生徒を学校推薦の候補者とします。

これらは、特別なことを求めているわけではなく、規則を守り、前向きに中学校生活を送っていれば条件に該当します。

ただし、次に列挙するような行動が見られる生徒については推薦を認めないものとします。

## 1. 次のような反社会的な問題行動が1回以上ある場合

万引き、バイク、喫煙、窃盗、恐喝、夜間徘徊、暴力、器物破壊、いじめ、脅し、不純異性交遊、長期に渡る家出、校内で警報機や消火器へのいたずら、メールなどによる他者への誹謗・中傷、その他法律に触れる行為や補導の対象となる行為

## 2. 次にあげる生活規律や学習規律に関し、学校や保護者の指示に従わず、同じことを繰り返して改善が見られない場合

### 【生活規律】

- 登校時の遅刻が9回以上ある。
- 身なりについての決まりを守ろうとせず、改善がみられない。
- 落書きや他人の持ち物へのいたずらなど、集団生活における非常識な行動を繰り返す。
- 学校に持ってきてはいけない物を、繰り返し持つてくる。
- 部活動を無断欠席することが多い。
- 自分の身のまわりや机の中の整理整頓、清掃活動等に熱心に取り組めない。

### 【学習規律】

- 授業に必要な道具や宿題を持ってこないことが多い。
- 授業中、私語や立ち歩き、授業内容に関係ない事を繰り返す。
- 授業への遅刻、許可のない早退や外出、無断欠席が多い。

なお、上記のいずれかに該当する生徒であっても、その後、著しい改善が見られる場合には学校長が主催する推薦判定会議において推薦を認める場合があります。反対に、推薦予定あるいは推薦した生徒であっても、新たに該当する事例が出てきた場合には推薦を取り消すと共に、高等学校側あるいは就職先へ連絡する場合があります。

### 1 3 部活動確認事項について

(1) 部活動の完全下校について ※学校行事等により、変更（繰り上がり）もあります。

① **基本的に部活動は16：45まで実施可能とし、完全下校は17：00とする。**

② 事前に顧問が学校に申請すれば部活延長することができる。（最大17：30まで）

③ 完全下校を守れるように練習計画をたて、終了15分前ごろから後かたづけを始めること。

④ 下校当番の部は校舎や体育館、武道場の窓閉めを確認すると同時に、校門でチェックしたり下校を促したりすること。（担当部の顧問は必ずついて指導助言をすること。）

(2) 部活動時の服装について

① 部活動は体操服で行うか、または学校で認めた服装で活動すること。

② ウインドブレーカーは、学校指定のものを着用すること。

③ 部活動終了後は、その服装のまま下校してもよい。

④ 土日や休日の部活動は、部活動の服装で登下校してもよい。

⑤ 靴下は学校規定のものとする。

（ただし、部によっては活動時の長いストッキング等使用可。部顧問の指示に従うこと。）

(3) 部活動を行う場所について

① 教室を使用する部は顧問と相談し教室を決めること。使用後はきちんと後片付けをして施錠すること。

② 運動場を使用する部は、定められた場所で行いグラウンドやコート整備をきちんとすること。

③ 体育館を使用した部は後かたづけをきちんとし、使用した部で担当を決めきちんと施錠すること。  
（体育館使用予定表を作成して活動すること。）

④ 武道場を使用した部も、体育館と同様に使用すること。

※体育倉庫、道具庫などを使用した部はきちんと後片付けと施錠をすること。

(4) 朝練について

朝練習は、原則行わない。（事前に顧問が学校に申請すれば、朝練習を行うことができる。その際は、必ず顧問が参加して活動すること。）

(5) 土日や休日の部活動について

① 顧問と相談して計画を立てて活動する。

② 必ず顧問が参加して活動することを原則とする。

顧問不在で、他の顧問が見る場合はその顧問の指示に従うこと。

部長は、練習開始、終了時にきちんとその顧問と連携をとる。

(6) 公式大会や練習試合の当日の活動について

① 顧問の指示に従い、活動（参加）する。

② 事前に職員会議等で顧問から報告があった場合に限り、完全下校後の活動（準備）を認める。

(7) 帽子の着用について

① 学校が定めたものを使用する。

② 登下校や屋外で活動するときは、帽子の着用が望ましい。

(8) 部活動の停止について

① 部活動停止は「部活動確認事項」が守れない場合、生徒指導委員会を通し、顧問が判断して原則3日間の停止とする。（特に下校時間については担当顧問より連絡を受けきちんと指導していく。）

② 部活動停止にする場合は職員朝会などで理由を報告し、代替活動内容もきちんと報告すること。

③ 部活動停止中の代替活動には必ず顧問が参加し、きちんと反省させると同時に有意義な活動となるように指導すること。

④ 保護者にもその趣旨がきちんと伝わり、理解を得るように取り組むこと。

(9) 着替える場所について

①朝練習のとき

体操服（部の服装）で登校してよい。制服で来て着替える場合には、男子は教室で、女子は更衣室や各部で指定された部屋などを利用すること。また終了後の着替えについても同様にすること。

②放課後の部活動のとき

上記と同じ。体操服（部の服装）で下校してよい。

(10) 部活動の所属の変更（転部）について

①部活動は、3年間継続することを原則とする。そのため、よく考えて所属する部活動を決めること。

②やむを得ない事情が生じ、部活動を変更したい場合、現在の部の顧問か担任に相談すること。

(11) 部活動休養日について

平日は水曜日、週休日は原則日曜日を休養日とする。なお、土曜日及び日曜日に大会、行事参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。